

第 2 5 7 回

国有財産関東地方審議会議事録

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

三 田 共 用 会 議 所

3 階 第 3 特 別 会 議 室

関 東 財 務 局

目 次

1. 開 会 -----	1
2. 関東財務局長あいさつ -----	1
3. 諮問事項等審議 -----	4
諮問事項	
埼玉県狭山市稲荷山1丁目に所在する土地を狭山市に対し、都市公園敷地 として時価売払い及び無償貸付することについて -----	4
了解を求める事項	
山梨県に対して売払いした財産の用途指定を一部解除することについて-	12
報告事項	
1. 東京都千代田区九段南1丁目に所在する土地に係る二段階一般競争入札 審査委員会における審査委員の変更について -----	16
2. 国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催結果について ----	17
3. 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について -----	18
4. 閉 会 -----	20

午後 2 時 0 0 分開会

○山本管財第 1 部長 審議会の開催に先立ちまして、事務局からお知らせでございます。

本年 3 月末に人事異動がございまして、管財第 2 部長でございました私、山本でございますが、管財第 1 部長を兼任することになりました。事務局の仕事もさせていただくことになりました。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、上條会長、お願いいたします。

1 開 会

○上條会長 それでは、本日は、委員の皆様方にはご多用中のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第 257 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

開会に当たりまして、委員の出席状況についてご報告させていただきます。

本審議会は国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととなっております。

本日は、委員 12 名中 9 名の方のご出席をいただき、半数以上となっておりますので、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、まずもってご報告させていただきます。

2 関東財務局長あいさつ

○上條会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、関東財務局長からご挨拶がございます。お願いいたします。

○小野関東財務局長 皆様、本日はご多忙のところを審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、上條会長をはじめ、委員の皆様方におかれまして

は、日頃より私どもの国有財産行政につきまして、ご指導、ご支援を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、諮問事項1件、了解を求める事項1件につきまして、ご審議いただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

せっかくの機会でございますので、私どもの最近のトピックを幾つかご紹介させていただきたいと存じます。

まず、第1点でございますが、報道等でご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、先般の5月のゴールデンウィーク中に、アジアの経済成長を支援する国際機関であるアジア開発銀行の年次総会が関東財務局管内の横浜で開催されました。

実はこういう国際会議の総会が日本で開催されますと、その開催地の地元の財務局がロジを担当することになっておりまして、今回も私ども関東財務局総勢200名を超える職員を派遣いたしまして、総会のロジに当たらせていただきました。おかげさまで、日本の得意とするところの、おもてなしをフルに行いまして、総会も大成功に終わり、非常に好評を博したところでございます。50年の歴史あるアジア開発銀行で初めて5,000人を超える参加者が世界各国から集まる成果となりました。私自身も総会に参加いたしましたけれども、アジアの方々は自信に満ちていて、非常に熱気にあふれておりまして、アジアはまだまだ伸びていく、そのアジアにある日本というのは、まだまだ地理的にも非常にいい恵まれたポジションにありますし、チャンスがあるのではないかと思った次第でございます。

次に、地域活性化についてでございます。2月開催の当審議会の際にもお話しさせていただきましたように、私ども関東財務局は、地域経済の活性化、地方創生を推進していくことが政府の重要課題であることに鑑みまして、1都9県の管轄地域の一層の活性化、発展に貢献していくために、昨年9月に「関東財務局地域連携基本方針」を策定、公表いたしまして、これに沿った取組みを現在強力に推進しているところでございます。

幾つか具体例を申し上げますと、例えば、地元の企業経営者の方々など地域のオピニオンリーダーの方々とは自由闊達な意見交換を行いまして、地域のさまざまな課題に関する問題意識の共有を図る「地域活性化サロン」というものを、関東財務局本局のある埼玉、あるいは東京など管内各地で行っておりまして、この事務年度には26回開催しております。

また、地域経済活性化を推進するために、地方公共団体、あるいは地元経済団体、地域金融機関、政府系金融機関など地域のメインプレイヤーの方々に一堂に会していただきまして、地域の課題とその具体的な解決策について掘り下げた議論を行う、「地域経済活性化フォーラム」というものを3回開催いたしました。

具体的には、観光というものを基軸として人を呼び込んで活性化を図っていこうという観点からは、栃木県鹿沼市と那須烏山市と連携したフォーラム、あるいは、埼玉県熊谷市、行田市と一緒に開催した、埼玉の熊谷・行田をどうやって観光で盛り立てていくかを議論するフォーラム、さらには、財務局の地域を超えて、北陸財務局と連携し、北陸新幹線の沿線の地域の観光を盛り立てていこうということで、北陸新幹線沿いの新潟県、長野県あるいは富山県の各市と連携してフォーラムを行いました。さらには、ご記憶に新しいと思いますけれども、昨年12月に新潟県糸魚川市で発生いたしました大規模火災の復興支援を目的といたしまして、糸魚川市の応援団をみんなで作ろうということで、地元経済団体、公共団体はもちろんのこと、地域金融機関、政府系金融機関の方にもメンバーになっていただきました「糸魚川市復興フォーラム」というものを既に2回開催して、具体的にどうやって糸魚川市の復興を支援していくかという議論を進めているところでございます。

また、前回ご紹介させていただきましたように、国、地方の財政が厳しい中で公共施設の老朽化が進んでおりますけれども、この老朽化した公共施設の円滑な更新のためには民間の方々の資金あるいは知恵が必要でございますので、いわゆるPPP/PFIという手法をより一層地域でも活用していこうというためのPPP/PFIセミナーなども7回開催しているところでございます。

さらには、地域の安心と安全の確保という観点からは、災害が起こったときに、私ども財務局が地方公共団体にどのような支援をさせていただくことができるのかということをおあらかじめ包括的に協定を結ぼうということでありまして、具体的には、既に東日本大震災、あるいは昨年の熊本大地震のときもやっておりますけれども、私どもの職員を被災した地方公共団体に派遣させていただいて、いろんな復興事務のお手伝いをさせていただく。あるいは、被災されて住居を失った方々に対して、一時的に、空いている公務員宿舎を提供させていただく。あるいはがれきの撤去、または救援物資の集結場所として、空いている国有地を一時的に提供させていただく。こんなことをやってきておりまして、こういうのを最初からきちっと決めておこうと。さらには、

担当者の連絡先もお互いに登録しておこうということで、埼玉県をはじめとする、現在7県11市とこのような包括的な災害協定、これは実は全国でも初めての例でございますけれども、このようなものを結ばせていただきまして、各地の課題やニーズを踏まえたさまざまな取組みを行っているところでございます。

今後とも引き続き、各地域の皆様方との連携・協働に努めまして、常に地域・地元の視点で物事を考えて、私ども財務局が持っているリソースをフルに活用して、地域への貢献を果たすことによりまして、地元・地域に愛されて、頼りにされる財務局を目指してまいりたいと考えていますので、何とぞ引き続きご指導、ご支援を賜ればと存じます。

また、皆様方から当局の地域活性化の取組みにつきまして、ご要望あるいはご提案などがございましたら、ぜひ私どものほうにお知らせいただければと存じます。私どもといたしましても、皆様のご要望、ご提案などを踏まえながら、地域活性化をより一層強力に推進してまいりたいと考えています。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。それでは、本日のご審議、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○上條会長 どうもありがとうございました。

3 諮問事項等審議

○上條会長 それでは、早速、諮問事項の審議に入りたいと思います。

諮問事項

埼玉県狭山市稲荷山1丁目に所在する土地を狭山市に対し、都市公園敷地として時価売払い及び無償貸付することについて

○上條会長 諮問事項は、埼玉県狭山市稲荷山1丁目に所在する土地を狭山市に対し都市公園敷地として時価売払い及び無償貸付するものです。

それでは、事務局から諮問事項の説明をお願いいたします。

○山本管財第1部長 それでは、諮問事項につきまして、私よりご説明させていただきます。

本件は、埼玉県狭山市稲荷山1丁目に所在する土地36,214平方メートルを、狭山市に対しまして都市公園敷地として時価売払い及び無償貸付を行うものでございます。

案内図をご覧ください。今回ご審議いただきます対象財産は、赤枠で表示しているところでございます。昭和48年6月に米軍から返還されたジョンソン飛行場跡地の一部です。

本財産は、西武池袋線「稲荷山公園」駅の北方約0.5キロメートルに位置し、周辺には、航空自衛隊入間基地、県営狭山稲荷山公園、それから住宅地等が所在しております。都市計画上、市街化調整区域ということでございます。

次に、現況図をご覧ください。本財産は、昭和49年3月から狭山市に対しまして「市民憩いの広場」として管理委託を行っており、隣接する狭山市の市有地0.3ヘクタール、青色の部分ですが、ここと一体として利用されているところでございます。

本財産の西側に隣接する県営狭山稲荷山公園につきましては、平成9年10月に開催されました第196回の当審議会の答申を受けまして、埼玉県に公園用地として平成13年11月をもちまして処理済みでございまして、平成14年4月に県営公園として供用開始されております。

続きまして、利用計画図をご覧ください。狭山市は、本財産を、隣接いたします狭山市所有地とともに、都市公園法上の総合公園と位置付ける予定でございます。また、隣接の県営狭山稲荷山公園と同様に、災害時等の避難場所などとして位置付けるものでございます。対象財産には、既に芝生広場及び園路が整備されておまして、「(仮称)狭山稲荷山公園」といたしまして、現状のまま利用を行っていく予定でございませぬ。

それでは、ここで本財産を含みますジョンソン飛行場跡地の経緯について少々ご説明させていただきます。ジョンソン飛行場跡地は、昭和20年から昭和25年にかけて連合国軍により接收されまして、昭和33年から昭和53年にかけて返還された財産でございます。その処理につきましては、昭和56年、当時の国有財産中央審議会というのがございまして、ここで処理大綱が答申されております。この処理大綱は、いわゆる三分割答申と呼ばれておりますが、ご覧のように、地元利用、国利用、留保地の3つに区分して処理をしていこうというものでございます。本地につきましては、地元利用が73.8ヘクタール、国利用が51.3ヘクタール、留保地43.7ヘ

クタールということでございます。

このうち、留保地と申しますものは、将来の需要に備えるために処分を留保したということでしたが、その後、周辺の市街化なども進みまして環境が変化してきたということから、平成15年6月に、財政制度等審議会において方向転換が図られております。具体的には、それまでは将来の公用・公共用の需要に備えるということで、「原則留保、例外公用・公共用」に使う方針だったわけですが、これを地域の特性や土地利用計画との調和を図りながら、民間を含めた利用を促進するという一方で、「原則利用、計画的有効活用」へ方針の転換が行われたものです。この答申を受けまして、財務省では、5年程度の期間を設定した上で、狭山市に対しまして利用計画の策定をお願いし、平成20年6月に狭山市が利用計画を策定したところでございます。

先ほどの三分割答申について図示いたしますと、ご覧のとおりです。水色が地元利用のところ、緑色が国利用のところ、それからピンク色が留保地ということでございます。

続きまして、その処理状況ですが、ジョンソン飛行場跡地は、全体で168.8ヘクタールでございます。これまで主なところとして県営公園、学校施設、最近では自衛隊病院及び災害拠点敷地といたしまして当審議会でのご審議をいただきながら、これまで152.4ヘクタールの処理を順次進めてきたところでございます。

なお、今のところまだ残っているものとしてオレンジ色で表示しておりますが、そのうち、入間市に所在いたします入間市駅前の7.4ヘクタール、それから狭山市に所在いたします稲荷山公園駅前に2カ所ございますが、合わせて4.7ヘクタール、これら合計3カ所につきましては、これらが400メートルの範囲内で非常に近いということで、地域活性化に向けまして留保地の有効活用ということで、地元地方公共団体と意見交換を行っているところでございます。

それから、本財産の南側には、狭山市へ無償貸付中の市道65号線というのがございまして、これにつきましては、供用開始された後に譲与ということになっております。

さらに、その市道の南側ですが、現在管理委託中の「市民憩いの広場」が、まだ一部残っておりまして、これにつきましては、平成20年6月に狭山市が策定した利用計画におきまして、市道65号線と市道9号線に挟まれた用地であるということで、道路緑地として整備する予定となっております。整備後には道路法の手続が完了した

後に、譲与する予定になっております。

それでは、次に必要性についてご説明いたします。本財産は、平成20年6月に狭山市が策定した利用計画において、埼玉県に対して県営公園の拡張を要請し、もしこれが困難である場合には狭山市が取得するという計画にしておりました。狭山市は、本計画に基づきまして、埼玉県に対して県営公園の拡張整備を要請しておりましたが、平成27年3月、埼玉県では財政状況が厳しいことを理由として、本財産を拡張することは困難と回答がございました。これを受けまして、狭山市では公園用地として、平成29年度中に取得するという意向が私どもに示されたものでございます。

その必要性ですが、都市公園法施行令におきまして、都市計画区域の住民1人当たりの都市公園標準面積というのがありまして、10平方メートル以上と規定されています。狭山市の現状ですが、現在、住民1人当たり6.21平方メートルということでございまして、埼玉県が6.86平方メートルですが、これも下回っておりまして、都市公園面積は不足している状況でございます。このため狭山市では、平成37年度末までに都市公園面積を1人当たり7.38平方メートルにする目標を設定いたしまして、都市公園の整備を進めることとしております。そういったことで、本財産の必要性は認められるところでございます。

次にスケジュールでございまして、本年12月に狭山市に対しまして時価売払い及び無償貸付契約を締結いたしまして、平成30年3月に、都市公園法第2条の規定に基づく公告を行い、同時に開園する予定としております。

最後になりますが、本件の処分条件等でございます。本財産は返還財産でございますので、財務省の通達に基づきまして、3分の1を時価売払い、残った3分の2を無償貸付という処理になります。

次に契約方式でございますが、公共団体において直接、公用・公共用に供する施設であるということですので、会計法の規定に基づきまして、随意契約によることとなります。

用途指定でございますが、地方公共団体に対する時価売払いの場合については、これを付さないという取扱いですので、無償貸付の部分についてのみ、貸付期間中の用途指定を付すということになります。

なお、参考ですが、狭山市は厳しい財政事情によりまして、時価部分に係る売払い代金を一括で払うことは困難であるとして、延納による分割での支払いを希望してい

るところです。延納につきましては、国有財産特別措置法第11条に規定がございまして、本件の場合ですと、契約時に頭金といたしまして売払代金の2割以上を支払っていただきまして、延納期間は最長で10年でございます。

説明は以上で終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞよろしくお願いたします。

○伊藤委員 まず、鑑定評価するサイドとしての観点から、2つほど確認させてください。

従前がジョンソン飛行場ということなので、土壤汚染の状況をお調べなさったのかどうか、またはこれからなさるのかということ。それから、狭山市が芝生広場として今使っているそうなのですが、その芝生広場は市の造成費用でやったのか、あるいは国がやったのか。あとは、本体を時価売却するに際して、評価を前の状態、もし市が造成しているのであればかわいそうなので、従前の状態、ジョンソン飛行場跡地みたいなところで売却を考えられるのかどうか。現段階でわかっているのであれば、少し情報をご提供ください。

○上條会長 よろしくお願いたします。

○山本管財第1部長 ただいまのご質問でございますが、まず1点目、土壤汚染の可能性でございます。ジョンソン飛行場の跡地ではございますが、左側の公園は、ハイドパークという愛称がついておりまして、ハイドパーク地区ということで、住居地域でございました。ですから、基地の方がお住まいになっていたということでございまして、蓋然性はそれほど高くないのかなということで、地下埋調査、あるいは土壤汚染の調査はしてございません。また、そのまま公園に使われるということでございまして、掘り返したりすることもございませんので、今のところそういった調査はしていません。

それから、2点目の芝生広場の件でございますが、本件は返還された後、そのまま遊ばせておくのはもったいないということでございまして、審議会の答申をいただきまして、管理委託ということで狭山市に管理をしていただいております。そういうことで、狭山市のほうで今のような芝生広場の形でおやりいただいているということでございます。

それから、3点目でございますが、評価のときに従前の状況を考えてやるのかどうかという話でございますが、管理委託は昭和40年代から始まっていて、非常に古うございますので、そういったことで、現況で評価をしていくことになるかと思えます。

以上でございます。

○上條会長 よろしいでしょうか。

○伊藤委員 そうしますと、現況というと、都市公園用地の状態を前提に売り渡すということよろしいでしょうか。

○山本管財第1部長 そういうことだと思います。あとは評価上、住宅が最有効使用になるのかどうか、そのあたりは鑑定士の先生のご判断を仰ぐかと思いますが、現況をもとに評価をいただくということでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○上條会長 ほかにございますでしょうか。中村委員。

○中村委員 そもそも話なのですけれども、これは購入した後も現況とまるで変わらない状況になるわけですよね。新しい構造物が建ったりするわけではないですよね。

国有財産をなるべく売却して国庫に収入をとというのはわかるのですけれども、先ほどお話があったように狭山市の財政状況も大変な状況で、これを購入するに当たっても相当の分割の形で払うということで、平成20年に狭山市が買いますと言ったということはあると思うのですが、現状のまま、例えば無償で貸付けを続けていって、公園として管理して使ってもらおうということは、制度的にはあり得ないのですか。

例えば、狭山市はこれから稲荷山公園の駅前の再開発とかに多分お金がかかるのでしようけれども、そちらのほうにお金を使いたいというのが本音で、今の公園については現況のまま国から委託を受けて管理して、所有権は国が持ったままでというのが狭山市にとってはベストな形だったのじゃないかと思ったりするのですが、それは不可能なのですか。

○上條会長 山本部長、お願いします。

○山本管財第1部長 まさにおっしゃるとおりでございますが、現状も管理委託ということで、言ってみればただ使っているという状況でございますが、管理委託というのはあくまでも暫定利用という形でございます。ですから、国有地があっただけでお使いいただく場合、基本的にはルールがございまして、ルールに沿って皆さん同じような

条件で買っていただく、借りていただくということでございます。

それで、公園の場合、通常の国有地の場合は、国の財政状況も非常に苦しいということもございまして、法律上は無償で貸すことはできるのですが、運用として3分の2は買っていただいて、残った3分の1を無償で使っていただく。これが一般のルールでございます。

ただし、本地の場合は返還財産ということでございまして、米軍がずっと長いこと使っていたものが返ってきて、地元にはそれまで随分迷惑もかかってきたということで、これはまたちょっと違ったルールがございまして、より自治体にとって有利な条件になっております。ですから、さっきの3分の2、3分の1が反対になりまして、3分の1を買っていただければ3分の2は無償でお貸しするというルールで返還財産はやらせていただいていますので、そういった形で最終的な処理をさせていただきたいということでございます。

ご理解のほど賜ればと思います。

○上條会長 よろしいでしょうか。ほかには佐谷委員、よろしくお願いします。

○佐谷委員 細かいことなのですが、実際の地図を見ますと、住宅地の北側を公園的に利用されているように見えるのですが、それは何か一体的に、どこかが持っていて売却をされるということなのでしょうか。

○山本管財第1部長 今、現況図に出てございますが、青色の部分ということでございますか。

○佐谷委員 いや、赤い部分の北側、東側ですね。

○山本管財第1部長 失礼いたしました。ここは市が持っている緑地ということになっています。

○佐谷委員 そこはもともと跡地ではなく、市が、何かの理由で買われたというところなのですかね。

○山本管財第1部長 ここはいわゆる返還財産の部分からは外れてございます。

○佐谷委員 あと、もう1つ。これも公園としては一体的に今後も利用されるということでしょうか。

○山本管財第1部長 実はこのあたり、坂というか、斜面になっておりまして、かなり段差がございまして。ここで緑地風になっており、カタクリの花が咲いていたりという感じにはなっていないので、人が入っていくような公園という感じではなかつ

たかと記憶しております。

○上條会長 よろしいですか。

○佐谷委員 はい、わかりました。

○上條会長 ほかには何かございますか。

1点だけ私から。これは、県営公園と市営公園が隣接して存在することになりますよね。一体的に管理されているので、いらっしゃる方々にとってみると、どこが境目かなんていうのはわかるわけがないけれども、となると、ふだんの整備とか管理はどこが主体的におやりになって、費用はどこが持つという格好になるのですか。直接本件に関わるかどうかわかりませんが。

○山本管財第1部長 これ、以前は一体的に、暫定利用をされておったときには狭山市が全体の管理をしておったのですけれども、その後、県営公園になったということで、県営公園部分については県が管理していることになってございます。

それで、今、一体として使っていますが、赤いところが狭山市のほうで管理してございますので、こちらのほうは狭山市で管理するというので、それは引き続きということになります。実は同じような公園でございますが、管理者が2者いるという状況になっております。

○上條会長 すると、別々に費用を出しながら、別々の人が入って、芝生を刈ったりするということになるわけですか。

○山本管財第1部長 現状はそういうことになってございます。

○上條会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。間部委員、お願いします。

○間部委員 すみません、先ほどの管理委託というやり方は、全国的にもあるのですか、国有地の中で。

○山本管財第1部長 管理委託は国有財産法にも出てくることとございますので、暫定的な利用として、全国的に必要なに応じて使われている手法でございます。ただ、まさに暫定利用ということとございます。

○間部委員 その場合の管理委託というのは、費用とか何とか一切何もない、要するに、無償なのですか。

○山本管財第1部長 今回は公園ということで、無償という扱いになっておりますが、駐車場等で受託者がお金を取っていたことはあります。

○間部委員　そういうケースはあるのですか。わかりました。

○上條会長　よろしいですか。それでは、ほかにございますでしょうか。

では、ご意見も出尽くしたようですので、諮問どおりに決定したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長　ありがとうございます。それでは、原案どおり、異議なく可決といたします。

了解を求める事項

山梨県に対して売払いした財産の用途指定を一部解除することについて

○上條会長　次に、了解を求める事項が1件ありますので、審議に移りたいと思います。

了解を求める事項は、山梨県に対して売払いした財産の用途指定を一部解除することについてです。

それでは、説明をお願いします。

○行木管財第2部次長　管財第2部次長の行木でございます。それでは、私のほうから、了解を求める事項についてご説明いたします。

本件は、昭和52年9月に山梨県に対しまして、林業整備事業用地として60年間の用途指定を付し売払いした財産について、仮称富士吉田南スマートインターチェンジ、富士吉田市道との連結道路及びアクセス道路を整備するため、山梨県から財産の一部の用途指定解除の承認要望がありましたので、あらかじめご了解を求めるものでございます。

位置図をご覧ください。赤枠で囲んだ箇所が、山梨県に売払いした財産でございます。

本地は、富士急行線「富士山」駅の南方約3キロメートル、山中湖の西方約1キロメートルに位置しまして、東富士五湖道路と国道138号線の間にある、南北約500メートル、東西約5キロメートルに及ぶ、約214ヘクタールの広大な土地でございます。富士吉田市と山中湖村にまたがる形で所在しておりまして、今回、用途指定解除の承認要望があった対象地は、富士吉田市に所在する地区でございます。

現況は主に山林でして、自然公園法により、「富士箱根伊豆国立公園特別地域」に指定されております。

次に、案内図をご覧ください。赤枠で囲んだ箇所が、対象地が所在する地区でございます。対象地周辺は東富士五湖道路のほか、東西に国道138号線が延びておりまして、広域交通の軸となっていることから、交通量が非常に多い地域となっております。

地区の北側には、本市の歴史文化や良好な自然景観を活かした広域交流拠点として、観光・文化・スポーツなどの各種交流施設が集積した「リフレふじよしだ」が所在しておりまして、本施設内に所在する「富士山アリーナ」は、災害時における災害支援物資集積施設に位置付けられております。

今回、スマートインターチェンジと連結道路の整備を予定しているのは、東富士五湖道路と市道農場線が交わる地区の東側でございます。

続きまして、財産の経緯についてご説明いたします。

本財産は、戦後米軍に接収され、北富士演習場として使用されておりましたが、昭和48年に返還されたものでございます。

返還された214ヘクタールを、山梨県に対しまして、林業整備事業用地として60年間の用途指定を付して売払うことについて、昭和52年6月に開催されました第119回の当審議会で付議した上で、同年9月に売払いしたものでございます。

その後、売払いした財産のうち約33ヘクタールについては、道路等に転用するため用途指定解除をしております。残りの約181ヘクタールについては、山梨県から、造林者である「富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合」へ所有権を移転することについて、平成15年3月に開催されました第214回の当審議会で了解を得て、承認しております。

組合の名前が長いものですから、以下、「恩賜林組合」と略させていただきます。

所有権移転に当たっては、山梨県から恩賜林組合に対し、国との売買契約と同様の林業整備事業用地の用途指定を付すこと、山梨県が恩賜林組合に対し用途指定の解除を承認しようとするときは、国から承認を受けること、山梨県が恩賜林組合に対して用途指定の解除等を承認した場合、承認時の時価額と恩賜林組合との契約時の処分価格との差額を国に納めることなどの条件を付して承認しておりますので、本条件に基づき用途指定解除の承認要望があったものであります。

続きまして、用途指定解除の要望内容についてご説明いたします。

スクリーンの利用計画図をご覧ください。点滅しているところが、今回用途指定解除する箇所でございます。緑色で囲んだ箇所がスマートインターチェンジで、その北側に「リフレふじよしだ」とスマートインターチェンジをつなぐ新設のアクセス道路になります。

利用計画図の詳細図をご覧ください。スマートインターチェンジの赤で表示した部分約25,000平方メートルを中日本高速道路株式会社、緑で表示した連結道路部分約1,000平方メートルと、紫で表示したアクセス道路部分約2,000平方メートルを富士吉田市が恩賜林組合から取得の上、整備するものであります。

アクセス道路の整備が完了次第、灰色で表示した既存道路部分は廃道とする予定となっております。

なお、今回用途指定解除する面積は約3ヘクタールで、残りの約178ヘクタールは、引き続き林業整備事業用地として利用するため、今回の用途指定解除が林業整備事業全体に与える影響は少ないものと考えております。

次に、必要性・緊急性についてご説明いたします。対象地周辺は交通量が非常に多いエリアのため、渋滞も頻繁に発生することから、渋滞区間の交通分散が課題となっております。スマートインターチェンジ及びアクセス道路の整備については、富士吉田市において検討が進められてきたものであり、富士吉田市都市計画マスタープラン及び道路整備計画において整備の必要性が位置付けられ、具体的には、スマートインターチェンジの新設による高速道路の利便性向上の効果に加えて、交通分散による渋滞緩和のほか、スマートインターチェンジから「リフレふじよしだ」をつなぐアクセス道路を整備することで、大規模災害時における災害支援物資集積施設の「富士山アリーナ」への物資輸送や避難ルートとして利用するとともに、広域交流拠点の利活用を推進し、観光振興を図ろうというものであり、必要性が認められるものであります。

また、平成28年5月に国土交通省において、本スマートインターチェンジの新規事業化が決定され、同年6月には国土交通大臣より東富士五湖道路と市道農場線との連結が許可されており、平成32年の供用開始に向け所要の進める必要があることから、緊急性も認められるものであります。

よって、整備の必要性・緊急性が認められることから、先ほどご説明した条件のとおり、山梨県から用途指定解除時の時価額と恩賜林組合との契約時の処分価格との差

額を国に納めることを条件に用途指定解除を承認することについて、事前にご了解を求めます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、当審議会でご了解をいただきましたら、今年度下期に用途指定解除を承認し、平成30年度に工事を着工、平成32年度に供用開始の予定となっております。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞよろしくお願ひします。どうぞ。

○伊藤委員 2つほど確認させてください。まず、この60年という期間ですけれども、多分、個人的な感じとしては、林業ですから山林を植樹するということで、植樹から伐採までの期間、これが1つのサイクルということで、60年という決め方をなさったのかどうか。

それから、60年という期間があり、その間、差額は国に納めるということですが、60年が過ぎた後まで届出とか報告義務があるのかどうか。そこの確認をお願いします。

○上條会長 行木次長、お願いします。

○行木管財第2部次長 まず1点目、60年という期間ですが、伊藤委員がおっしゃったとおり、樹木を伐採するまでに、通常、40年から70年かかるということと、もう1つは、国有財産法の中で貸付けする場合の最長が60年という規定があるため、60年の用途指定の期間を付しております。

それから、2点目ですが、用途指定期間が60年となりますので、期間満了後は、届出等義務は無くなります。

以上です。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○上條会長 よろしいですか。

○伊藤委員 はい。

○上條会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、了解したということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○上條会長 ありがとうございます。

以上、諮問事項につきましては、諮問どおり可決され、了解を求める事項につきましては了解が得られましたので、後ほど関東財務局長に対しまして答申書をお渡しすることといたします。

報告事項

1. 東京都千代田区九段南1丁目に所在する土地に係る二段階一般競争入札審査委員会における審査委員の変更について

○上條会長 続きまして、報告事項が3件あるようですので、お願いいたします。

○行木管財第2部次長 それでは、私、行木のほうから報告事項1について説明いたします。

本件は、平成28年9月に開催されました第255回の当審議会において、二段階一般競争入札に付すことを適当と認める旨の答申をいただいた東京都千代田区九段南1丁目に所在する九段会館に関し、ご了解をいただいております審査委員に変更がありましたことから、通達の規定に基づきご報告させていただくものでございます。

審査委員の一人であります、千代田区環境まちづくり部まちづくり担当部長の坂田融朗委員より、平成29年4月の人事異動で現職を離任することに伴い、審査委員変更の申し出がありましたことから、平成29年4月17日付で同委員への委嘱を終了しまして、同職後任の大森幹夫氏を新たな委員として選任いたしました。

以上で報告事項1の説明は終わらせていただきます。

ここで少しお時間をいただきまして、ただいまご報告いたしました九段会館及び東京都渋谷区恵比寿南3丁目に所在する財産の二段階一般競争入札に係る状況につきまして、参考までにご説明させていただきます。

まずは九段会館についてでございます。先週末の6月9日に企画提案書の受付を終了したところでございます。今後、7月27日に開催予定の第2回審査委員会において、事業者による企画提案書のプレゼンテーションを受け、審査通過者を決定した上で、9月20日に審査通過者を対象にしました価格競争入札を行い、事業者を決定することとしております。

続きまして、東京都渋谷区恵比寿南3丁目に所在する財産についてでございます。

本件は、11者から企画提案書の提出がありまして、本年2月23日に開催しました第2回審査委員会を通過した5者を対象として、3月16日に価格競争入札を行いました。その結果、野村不動産株式会社が約105億円で落札し、4月14日に売買契約を締結したところでございます。なお、落札者の計画概要につきましては、スライドのとおりとなっております。竣工時期は、オリンピック・パラリンピック競技大会開催を踏まえまして、平成32年2月を予定しております。

以上でございます。

○上條会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告事項について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

○中村委員 聞き漏らしたかもしれませんが、九段会館について、提案があったのはいくつの事業者ですか。

○行木管財第2部次長 実は、入札が終わった後に、そういうものを含めて公表することになっておりまして、大変恐縮なのですが、現時点では公表することはできませんのでご了承願ひします。

○中村委員 わかりました。

○上條会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

2. 国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催結果について

○上條会長 それでは、2件目の報告事項の説明をお願いいたします。

○古川管財第1部次長 管財第1部次長の古川でございます。私のほうから、報告事項2について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料、「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催結果について」をご覧ください。

庁舎等使用調整計画とは、入居官署の退去により生じた空きスペースが600平方メートル以上の庁舎につきまして、有効活用を図るべく省庁間の調整を行うものでございます。

使用調整計画は、財務局長が選任する国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の結果を踏まえまして財務省において決定することとされており、庁舎の使用調整を行った事案については、調整後に開催されます地方審議会において報告することとな

っております。

今回報告いたします下妻法務合同庁舎及び長岡合同庁舎に係る使用調整計画は、昨年11月に開催しました地方有識者会議の意見を踏まえ、本年2月に開催されました財政制度等審議会に諮られた上、財務省において3月に処理方針が決定されております。

2ページをご覧ください。下妻法務合同庁舎の庁舎等使用調整計画は、入居しておりました水戸地方法務局下妻支局が統廃合により退去したことから、その空きスペースを活用し、現入居官署であります水戸地方検察庁下妻支部の狭隘解消を図り、また、別の場所で敷地を借り受けて業務を行っておりました筑西公共職業安定所下妻出張所を本庁舎へ入居させ、借受けの解消を図るものでございます。

3ページをご覧ください。「長岡合同庁舎の庁舎等使用調整計画」は、北陸農政局長岡地域センターの統廃合による退去によりできた空きスペースを活用し、新設されます北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所を入居させることにより、新たな行政需要への対応を図り、また、同庁舎で不足しております共用会議室の充実を図ろうとしたものでございます。

4ページをご覧ください。国有財産法第10条による調整事案について、ご説明をさせていただきます。これは、先ほど申し上げました使用調整と違いまして、調整対象面積が600平方メートル未満の事案について、財務局長が入居官署等の調整を行うものでございます。

これら3件の庁舎につきましては、効率的な使用を検討した結果を踏まえまして、調整概要の記載にあるとおり、売却可能財産の創出、狭隘の解消、それから行政文書等の保管委託料の縮減を図るという目的のもとで行われたものでございます。

以上で報告事項2の説明を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。ただいまの報告事項につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3. 国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について

○上條会長 それでは、3件目の報告事項の説明をお願いいたします。

○古川管財第1部次長 それでは、引き続きまして、私のほうから報告事項3につい

て説明させていただきます。

本報告につきましては、昭和53年6月開催の当審議会におきまして「答申をいただいてから5年を経過し未処理となっている案件については、原則として白紙に戻し改めて諮問する。あるいは、案件の性質上全く白紙にできないものにつきましては、了解を得て処理する」旨の取扱いが決定されましたことを受け、毎年度初めに開催される審議会において、前年度末における答申案件の処理状況を報告させていただいているものでございます。

お手元の資料、「国有財産関東地方審議会答申案件の処理状況等について」の1ページをご覧ください。答申後5年を経過し、未処理となっている案件についてご説明をいたします。

1件目は、平成20年8月の審議会においてご答申をいただきました、茨城県ひたちなか市新光町に所在する土地をひたちなか市及び東海村に対しまして、ごみ処理施設敷地として無償貸付することとした案件でございます。

本件につきましては、東日本大震災により公共施設等が被災し、これに対する復旧・復興を優先させるため予算を集中させたことから、事業を延期していたところでございますが、ひたちなか市及び東海村では、これらの対応に一定の目途がついたとして、平成30年度までに事業計画やスケジュールの策定に向けて関係公共団体で協議を行っていくとの報告がございました。私どもといたしましても早期の処理に向けてフォローアップを行ってまいりたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

2件目につきましては、平成21年12月の審議会においてご答申をいただきました千葉県柏市柏の葉に所在する土地を国立大学法人東京大学に対しまして、大学施設敷地として時価売払いをすることとした案件でございます。

本件につきましては、東京大学において予算上の制約があることから、毎年度約2億円を予算措置の上、順次売却を行い、予算が確保できた場合には、残地を一括売却することとしているものです。平成28年度におきましても0.7ヘクタールを売却しており、引き続きフォローアップを行ってまいります。

続きまして、2ページをご覧ください。こちらは、本審議会において答申を受けた案件に係る過去5年間の処理状況でございます。

平成28年度において処理済みとなった件数は8件でございます。これにより、過

去5年間に答申をいただきました41件のうち、処理済みは25件、処理率は60.9%となりました。処理の残っているものにつきましては、直近の答申に当たるものがほとんどでございます。

3ページから13ページは、過去5年間の処理状況の一覧でございます。このうち、平成28年度に処理を行った財産には赤で二重丸を記載してございます。また、14ページにはこの1年に施設整備が完了した事案を記載しております。後ほど詳しくご覧いただければと思います。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

○上條会長 ありがとうございます。ただいまの報告事項につきましては、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

佐谷委員、お願いします。

○佐谷委員 初めの、東京大学に土地を売却している例なのですが、これは、既に一体的に開発を何らかしているのかどうかというところと、売却していない部分については借地料とかをもらっているのかどうかというところをお聞きしたいと思いました。

○古川管財第1部次長 現状、分割して売却しておりますので、国有地のままになっております。一体的な利用はされておりません。現状は未利用地として管理しております。使用料等も発生しておりません。

○佐谷委員 わかりました。

○上條会長 よろしいでしょうか。

4 閉 会

○上條会長 それでは、ご意見、ご質問等も出尽くしたようでございますので、以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了いたしました。

関東財務局長からご発言がございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

○小野関東財務局長 本日は、皆様ご多用のところ、ご審議をいただきまして、また、大変貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日お諮りいたしました案件につきましては、頂戴いたしましたご審議の結論によりまして、早速処理を進めてまいりたいと存じます。

本日は誠にありがとうございました。ぜひ、今後ともまたよろしくお願い申し上げます。

○上條会長 ありがとうございました。

それでは、次回の審議会の日取り等につきまして、事務局からお知らせ願います。

○山本管財第1部長 次回の審議会の開催につきましては、平成29年9月を目途にお願いしたいと考えております。正式な開催通知につきましては、後日送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○上條会長 ありがとうございました。お聞き及びのとおりでございますので、ご了解ください。

それでは、これもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時59分閉会